

スズキ増水一代  
山県市議選

# 2議員の不起訴不当

## 検察審査会「社会的制裁が不十分」

二〇〇四(平成十六)年の山県市議選をめぐるボスター代水増し請求事件で、同市議選の候補者だった元市議の横山善道(五巴)と宮田軍作(六)を起訴

猶予とした岐阜地検の処分について、岐阜検察審査会が不起訴不当の議決をしていたことが十六日、分かった。議決は十三日付。同審査会は理由につ

いて、「自治体の健全な財政運営に努めなければならぬ立場にあるにもかかわらず、公金意識が希薄」と指摘し、社会的制裁についても「議

員を辞職していないことを加味すると不十分ではないかと思われる」とした。同地検などによる取り行は公金意識が希薄」と指摘し、社会的制裁についても「議

2008.6.17 岐阜

### 「議決は妥当」 審査申し立ての市議

同地検の石崎功二次席検事は「審査会の議決を踏まえ、慎重に捜査を進めたい」としている。

同地検は不起訴不当の議決を受け、起訴するかどうかを再検討するが、同審査会の議決に法的拘束力はない。

岐阜検察審査会が不起訴不当の議決をしたことについて、審査を申し立てた寺町知正山県市議は「審査会の判断は妥当であり当然。岐阜地検の判断は常識的な世論とかい離して

いる」とし、横山善道県議と宮田軍作市議の起訴の必要性を訴えた。寺町市議は「二人はボスター代の水増し事実を認めて謝罪もしている。本来ならば議員

当選市議七人のうち、横山県議と宮田市議を除く五人は昨年までに辞職。〇八年四月の市議選では宮田市議に加え、辞職した市議一人が無投票で再び当選した。二人を詐欺容疑で同地検に告発した寺町知正市議ら三人は今年一月、「辞職した五人と辞職していない二人との不均衡は著しい」として同審査会に審査を申し立てていた。

を辞職していなくてはならない立場」と辞職しなかった点をあらためて指摘。「辞職した元市議らと同じ一律不起訴では不公平だという世論や市民の期待に、地検は応えていない」と批判した。今回の議決について横山県議は「コメントする立場にない」とし、宮田市議は「必要があれば粛々と対応する。答えることはない」と話した。

# 「市議辞職せず不十分」

## ポスター水増し 発覚1年再捜査に 不起訴不当議決

公に謝罪しても、議員辞職していなければ社会的制裁は不十分――。当時の市議ら14人全員を岐阜地検が不起訴処分にした山県市議選のポスター水増し請求事件で、16日公表された岐阜検察審査会の議決は、県警が立件後も辞職しなかった宮田軍作市議(66)と元市議の横山善道県議(54)の不起訴処分を不当と断じた。問題が明るみに出て1年、岐阜地検は当初の判断を覆され、再捜査を迫られることになった。

審査会は、両議員について「はなはだ公金意識が希薄で計画的かつ悪質。取り調べに率直に事実を認めただものの、辞職していないのは反省の情や社会的制裁も不十分ではないか」と指摘。「県民、市民の信頼を回復するために、裁定には納得できない」と岐阜地検に再考を求めた。

議決について、宮田市議は「何も聞いていないので答えようがない。審査会の判断が

どのような効力を持つかわからない。横山県議は「コメントすることはしない。決定があれば従うだけ。県議はそのままと続ける」と話した。

04年の市議選でポスター代を水増し請求したとして、県警は昨年7月、宮田市議ら当時の市議7人と横山県議、ポスター製作業者ら計14人を詐欺容疑で書類送検。選挙公営制度に基づく公費負担をめぐる全国初の立件だった。地検

が12月、議員にとどまった2人を、辞職した5人と同じ不起訴処分(起訴猶予)にしたため、寺町知正市議らが審査会に申し立てていた。

寺町市議は「検察審査会が常識的な判断をしたことで、地検だけが市民感覚からかけ離れていることが浮き彫りになった」と指摘。「議員を辞めてすむ問題ではないが辞めない人はより悪質」と話した。

(岡本洋太郎、上田真由美)

2008.6.17 朝日

2008.6.17 中日

### 市議ら不起訴は不当

岐阜検察審査会 山県ポスター費詐欺

岐阜県山県市の選挙公営ポスター製作費水増し請求にからみ宮田軍作市議(66)と元同市議の横山善道県議(54)の2人を不起訴(起訴猶予)とした岐阜地検の処分を、岐阜検察審査会は、不起訴不当と議決した。

岐阜地検の石崎功二次席検事は「議決を踏

まえ、慎重に捜査を進めたい」とした。議決は「議員として、健全な財政運営に努めなければならない立場にありながら、公金をだまし取り、公金意識が希薄」と指摘。その上で社会的制裁に

### 山県市議らの処分 不起訴不当を議決

岐阜検察審査会

2004年の山県市議選で当選した市議らがポスター製作費を水増し請求していた事件で、詐欺容疑で書類送検された市議と県議に転じた元市議の計2人を不起訴とした岐阜地検の処分について、岐阜検察審査会は不起訴不当を議決した。

同地検は07年12月、市議や印刷業者ら14人を起訴猶予など不起訴処分とした。これに対し、寺町知正市議らが今年1月、不起訴不当

の議決を求め不服を申し立てていた。同審査会は一自治体の代表として公金をだまし取る犯行は悪質。議員を辞職しておらず、反省も不十分だ」としている。

同地検は「今後、慎重に捜査を進めたい」としている。

2008.6.17 読売

「議員辞職しておらず不十分」とし「市民の信頼を回復するためにも不起訴処分を納められない」としている。

宮田市議は「事実関係を確認してからコメントしたい」と語り、横山県議は「(地検の判断に)従っていない」と話した。

県警は、二〇〇四年の市議選で、市費でポスター製作費を負担する公営制度を悪用して

市に水増し請求し、それぞれ三十七万円をだまし取ったとして詐欺容疑で二人を含めた元市議や印刷業者らを書類送検。

岐阜地検は昨年十二月、「被害弁償が済み、罪を認めて反省している」などとして計十二人を起訴猶予処分とした。

審査を申し立てた寺町知正市議は「検察は市民の視点に立ってほしい」と話した。

この事件では7議員が書類送検、全員が07年12月に起訴猶予処分となった。このうち議員辞職しなかった横山県議と宮田市議について今年1月、山県市議の一人が「辞職しなかった2人も不起訴とするのは妥当ではない」と審査会に申し立てていた。

2008.6.17 毎日

### 岐阜県議ら2人 起訴猶予は不当

ポスター費水増し

04年4月の岐阜県山県市議選を巡る選挙ポスター製作費水増し請求事件で、岐阜検察審査会は16日までに、詐欺容疑で書類送検された横山善道県議と宮田軍作市議を岐阜地検が起訴猶予(不起訴)処分としたのは不当と議決した。

この事件では7議員が書類送検、全員が07年12月に起訴猶予処分となった。このうち議員辞職しなかった横山県議と宮田市議について今年1月、山県市議の一人が「辞職しなかった2人も不起訴とするのは妥当ではない」と審査会に申し立てていた。

岐阜地検の石崎功二次席検事は16日、「議決を踏まえ、慎重に捜査を進めたい」とのコメントを出した。

【鈴木敬子】